

事業計

(別紙にて記載する場合)
土地の所在欄には「別紙のとおり」と記載し、
【土地の所在・登記地目・面積・所有者・耕作者】
別紙に当該5つの項目欄を設け、それぞれ記載する。

(1) 農用地利用計画の変更に係る土地 (筆が複数ある場合には、別紙での記載可)

土地の所在	登記地目	面積 (㎡)	所有者	耕作者
〇〇町 1234 番地 5	田	450	都城 太郎	都城 太郎
〇〇町 1234 番地 6	田	450	都城 太郎	都城 太郎
〇〇町 1234 番地 7	田	100	都城 太郎	都城 太郎
筆の一部の場合は、「〇〇㎡のうち〇〇㎡」と記載				
【 計 】 3 筆 1,000 ㎡				

(2) 農用地利用計画の変更に係る理由及び事業内容

変 更 理 由	※計画の必要性、緊急性等を詳細に記載				
	計画者が、現在何を営んでおり、どのような背景から本申請に至ったのか 今後の土地利用計画を含めて記載する。				
事 業 内 容	建築（施設）物の名称	建築面積 (㎡)	棟 数	総面積 (㎡)	備 考
	建物や施設等、計画地の利用計画を記載する。				
	長期利用する（安易に変更しない）ことを確認。いずれかに○を記入。				
今回要望の変更計画を実行後、先 10 年間は同一の土地利用をする予定である					はい ・ いいえ

(3) 農業用施設、周辺の土地・作物等への防除対策及び排水対策

※水路等に排水する場合は、管理者等との協議を行い、その旨を記載する。

周辺農用地への防除対策、計画地の排水対策（排水処理方法）を記載する。	
【例】・雨水排水については、地下浸透にて処理	
・生活雑排水については、新設する合併浄化槽を介して、既存水路にて処理 (畜産関係施設の場合)	
・糞尿については、堆肥舎にて堆肥化させ、自作農地に肥料として還元・利用 等	
既存水路を利用した排水計画の場合は、土地改良区や市農村整備課等の水路管理者と協議を行い、 水路への支障が無いか確認し、協議内容を記載する。	

(様式第2号 - 2)

(4) 当該地を選定した理由

(理由) ※当該地でなければならない理由を具体的に

※農用地区域からの除外をする場合、

- ・「自己所有地だから」
- ・「他の土地より安かったから」
- ・「計画地の地権者から売買の話を持ちかけられたから」

等の理由では、当該地でなければならない理由（農用地区域内の土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当な理由）として、不十分と判断する場合があります。

どのような条件をもとに候補地の検討を行い、最終的にどのような理由で当該地の選定に至ったのか、農用地区域外の土地における検討過程を含めて記載する。

(5) 代替地の検討 (編入手続き及び用途変更手続きの場合は記載不可)

土地の所在	登記地目	面積 (㎡)	交渉等の経過・結果
候補地の検討を行った農用地区域外の土地を記載する。 なお、代替地検討に際しては、 ・計画地と同規模の面積を有する土地 ・計画地から一定の距離範囲内の土地 ・計画地周辺の農用地区域外の土地 で検討済み（4箇所以上）の案件のみ整理ができていると判断する。 ※その他、必要に応じて、担当より指示を行う場合があります。			

農業委員会にて確認。該当する項目にチェックをつける。

(6) 農地転用計画概要

(農地転用を必要としない計画の場合は記載不可)

農地転用を必要とする面積	㎡		
農用地の集団性	☐ 20ha 以上	☐ 10ha 以上 20ha 未満	☐ 該当無し
(除外手続きの場合) 除外後の農地区分	☐ 第1種農地	☐ 第2種農地	☐ 第3種農地
事業費予定額	万円 (自己資金：万円、補助金：万円、借入金：万円) 対応補助事業名または借入金金融機関名 ⇒ 該当する場合は、名称を記載する。		
転用申請 (予定) 時期	令和 年 月		
工事着工 (予定) 時期	令和 年 月	工事完了 (予定) 時期	令和 年 月

【農業委員への事前説明】

農用地利用計画の変更計画について、事業計画者又は代理人より、様式第2号 - 1、2及び事業計画図を基に説明を受けた。

令和 年 月 日

地区 農業委員または農地利用最適化推進委員

変更計画に係る土地の農業委員（推進委員）に対して説明を行い、署名をもらう。

⇒各地区の担当委員名が不明の場合は、農政課または農業委員会にて確認を行うこと。

(7) 交付金、その他関係事業及び法令

交付金、その他関係事業及び法令	手続の有・無	該当する内容や調整状況の記載（手続有の場合）
(農政課)		
○農地中間管理事業	☒ 有	←当該事業による賃借がある場合は、所有者と耕作者双方の合意解約が必要なため、該当有の場合は、併せて解約手続きの相談を行う。
○中山間地域等直接支払交付金	有	
(農産園芸課)		
○環境保全型農業直接支払交付金	有・無	交付金を受けているか、それぞれ確認を行う。
○畑地かんがい事業		←当該事業の受益地に該当するか、確認を行う。
(畜産課)		
○埋却予定地		←家畜埋却予定地を確保しているか、確認を行う。
(農村整備課)		
○多面的機能支払交付金	有・無	水路にて排水処理を行う場合は、確認および協議を行う。
○排水の接続に関する調整		
(農業委員会)		
○農業経営基盤強化促進法		←当該計画による賃借がある場合は、所有者と耕作者双方の合意解約が必要のため、該当有の場合は、併せて解約手続きの相談を行う。
・農用地利用集積計画関係	☒ 有	
・農用地利用改善事業の特例関係	有	←農用地利用改善団体による農用地利用改善事業が実施されているか、確認を行う。
(都市計画課)		
○特定用途制限地域	有	←編入および用途変更手続きの場合は、該当無を○で囲み、除外手続きの場合は、都市計画課にて確認を行い、該当する用途地域名を記載する。
(維持管理課)		
○排水の接続に関する調整	有・無	
(建築対策課)		
○建築基準法		←住宅等建築する場合は、建築基準法に関連する条件・手続きの確認を行う。
(森林保全課)		
○都城市土採取事業条例		←当該条例に基づく土採取計画の届出が必要か、確認を行う。
○林地開発許可		←当該許可の対象となる開発行為に該当するか、確認を行う。
(文化財課)		
○文化財包蔵地域		←文化財包蔵地域の枠外に位置する場合は、該当有に○をする。
(その他)		該当有の場合は、試掘日程の調整を行い、その旨を記載する。
○ ()	有・無	

※ () 内に記載してある担当課にて、本計画による事業等への支障や必要な諸手続き等の確認を行うこと。